

水俣学通信

第 4 号
2006.5.1

News from the Open Research Center for Minamata Studies



1975年 水俣湾に立てられた看板 (撮影：北岡秀郎)

目 次

論説：2006水俣病と社会的共通資本 宇沢弘文……………2	研究員報告……………8
水俣学ブックレット発刊のお知らせ…3	現地センター便り……………9
特集：「水俣病公式確認5月1日 あの日あの時」……………4~7	資料寄贈のお礼とお願い……………9
「水俣学と水俣病50年」 原田正純 「水俣病事件の50年と胎児性患者の21年」 富樫貞夫	今後の活動予定……………10
	健康・福祉相談開始のお知らせ …… 10

《論説》

2006水俣病と社会的共通資本

同志社大学社会的共通資本研究センター所長 宇沢 弘文



私が初めて水俣の地を訪れたのは、1970年代の初め頃、十数年ぶりに日本に帰ってきて間もないときだった。熊本大学の若い医学者原田正純さんに連れられて、胎児性水俣病の患者さんに接し、その母親の悲しみをみたときの衝撃は大きかった。それまでの経済学の考え方を根本からくつがえし、人生観まで決定的に変えたといってい過ぎではない。

水俣湾はかつて、魚が湧き出すといわれたほど、すぐれた漁場だった。また水俣は風光明媚な自然に包まれて、訪れる人々の心をなぐさめる景勝の地でもあった。このすばらしい自然のなかで、人々は漁業という生業に従事し、経済的に大変ゆたかな、そして人間的にも、文化的にもすぐれた、平和な生活を営んでいた。ところが、チツソの営業行為によって、この美しい水俣湾は完全に破壊され、わかっているだけでも一万人を超える人々が水俣病に苦しみ、水俣湾では漁業という生業をつづけることができなくなってしまったのである。

チツソは長い間、営業の自由の名のもとに、水俣湾を自由に汚染し、徹底的に破壊するという犯罪行為をおこなってきた。しかし、水俣湾という自然は決して自由財あるいは公共財ではない。水俣湾は、有史以来、地元の人々にとって、共通の財産として、大事に取り扱われ、海を汚すことはきびしく禁止されていた。水俣湾の魚を取って、生計を立てる人々は、水俣湾の海を神聖なものとして、尊崇してきた。その、大切な人々の共通財産である水俣湾を、チツソは勝手に使って、徹底的に汚染し、破壊しつくしてしまった。そして、数多くの人々が脳神経中枢を冒され、言語に絶する苦しみを味わいつづけてきた。「水俣病患者を見ると、これが犯罪でないならば、ほかに犯罪がありうるものかという感想をなんびとでも抱くであろう。」これは、惜しまれながら若くして世を去った刑法学者の藤木英雄さんが、その名著『公害犯罪』(東大出版会、一九七五年)のなかに残された言葉である。

水俣病を始めとして、全国の公害問題にかかわることによって、私は、それまで専門としていた近代経済学の理論的枠組みの理論的矛盾、倫理的欠陥を強く感ずるようになった。そして、水俣病を始めとする数多くの公害問題の原因を解明し、その人間的被害の実態を分析し、その根元的解決の途を探ることができるよ

うな理論的枠組みとして、社会的共通資本の考え方に到達した。

社会的共通資本は、一つの国ないし特定の地域が、ゆたかな経済生活を営み、すぐれた文化を展開し、人間的に魅力ある社会を持続的、安定的に維持することを可能にするような自然的、社会的装置である。社会的共通資本の管理、運営は、決して市場的基準、あるいは官僚的基準によって決められるべきものではなく、あくまでも、一人一人の市民の人間の尊厳を守り、魂の自立を保ち、市民的自由が最大限に確保できるような社会を形成するという視点にたっておこなわれる。公害問題は、産業的あるいは都市的活動によって、自然環境が汚染、破壊され、その機能が阻害され、直接、間接に人間に対して被害を与える。したがって、公害を防ぐためには、産業的あるいは都市的活動に対して、きびしい規制をもうけて、自然環境という社会的共通資本を傷つけることがないようにすることが要請される。そして、ひとたび公害問題が発生したときには、自然環境を汚染、あるいは破壊した企業の責任をきびしく追及するとともに、社会的観点にたって、公害被害者の本源的救済をおこなわなければならない。

社会的共通資本の考え方を中心にして、新しい経済学の理論的枠組みを模索する営為は、私にとって、思想的、学問的、そして人間的な危機の連続であった。既成の経済学の枠組みを超えて、新しい経済学の理論的枠組みを構築するというのは、文字通り、血のにじみ出る営為でもあった。その成果が、きわめて不十分な形ではあるが、一応、完成して、昨年7月、Economic Analysis of Common CapitalとしてCambridge University Pressから刊行された。この書物はまた、小生の経済学研究50年の集大成で、社会的共通資本の考え方を中心にして、新しい経済学の理論的枠組みを体系的に叙述したものであって、小生にとって、学問的遺言ともいえるべきものである。この著作が刊行されたとき、体中の力がなくなって、しばらくは、虚空の世界に生きているような生活を送ってきた。しかし、先ほど、久し振りに私にとって聖地ともいえるべき、水俣の地を訪れて、水俣の苦難の50年と同じように、見方によれば、かつてより、より深刻で、非人間的な状況にあることを知って、言葉に言い表せない憤りの気持ちを持たざるを得なかった。そして、まだ死

水俣学ブックレット発刊のお知らせ

2006年5月1日刊行



熊本日日新聞社
各冊800円(税込み)
(水俣学研究センターでも取扱います。)

『水俣再生への道』 ～谷川健一講演録～

谷川健一 著

熊本学園大学水俣学研究センターのブックレット第一弾は日本地名研究所所長の谷川健一先生の水俣学現地研究センターの開所式の講演を収録した。水俣出身の谷川先生は長く冷めた眼で水俣病事件を見、再生に対して思いめぐらされてきた発言である。さらに、講演で言い足りなかったことを原田正純氏との対談でその心情を吐露してもらった。それが将来の水俣学に方向性を与え、貴重な歴史的記録となるであろう。

『"負の遺産"から学ぶ』 ～坂本しのぶさんと語る～

原田正純 著

ブックレット第2弾は2001年7月に好評で再々放送したNHKラジオ深夜便ナイトエッセイ「公害の解明・住民の視点で」4夜連続放送を下敷きにして新しく収録した。短く簡潔に水俣病事件の歴史が語り部(原田)とのかかわりで語られている。加えて、胎児性患者の坂本しのぶさんが50年の記憶と今の気持ちを優しい語り口で語る対談の記録でもある。

『ガイドブック：水俣を歩き、ミナマタに学ぶ』

水俣学研究センター 編著

水俣病について学ぶには現地を訪れるのがまず第一。ところが水俣を訪れたとしても、どこに行っても何をしたらいいかよく分からない。そんな声に応えようと、実際に地元で訪問研修を受入れている方々とセンターの協働で、水俣のガイドブックを編集した。交通アクセスから情報源まで役に立つ情報満載。水俣学習の副教材としてお薦めしたい。

んではいけない。何とかして、水俣の人々の苦悩を分け合って、人間的な、そして社会正義に適った、本源的な解決の道を探る営為のお手伝いをしなければならぬと、心につよく誓ったものである。

【参考文献】

宇沢弘文『経済学と人間の心』東洋経済新報社 2003年
宇沢弘文「水俣病と社会的共通資本」『環境と公害』35巻2号
岩波書店 2005年

《特集》

「水俣病公式確認5月1日あの日あの時」

水俣学と水俣病50年

水俣学研究センター・センター長 原田 正純

水俣学は水俣病と関わってきた40余年にわたる私自身の総括と現場からの学問の捉え直しの作業であって、後に続く若者へのメッセージでもある。そして、それは水俣病の医学的な知識を伝える水俣病学ではない。地域の大学として地域の問題を真正面に据えて、どう研究し、教育し、伝承し、地域にどう還元していくかという一つの試みである。

半世紀経っても問題の解決が不十分なものとなってしまったのはもちろん、企業、行政の責任が重大であるが、そこには医学界の構造的、体質的な問題や社会科学系研究者の初期の頃の恐るべき怠慢にも責任があった。社会科学系の研究は初期にはわずかに熊本短大（熊本学園大学の前身）の内田守が社会福祉学的視点から書いているに過ぎない。

水俣病はなぜ公害の原点と言われるのか

人類が有史以来経験してきた中毒は職業病、労災、事故、薬害などいずれも毒物の直接的な摂取による中毒であった。一方、水俣病は工場廃水に含まれたメチル水銀が環境を汚染し、魚貝類に蓄積され、それを摂取した人に起こったメチル水銀中毒であった。このように環境汚染と食物連鎖という間接的な中毒事件は水俣病以前に人類は経験したことがなかったのである。

さらに、公害の原点として決定的となったのは胎盤を経由して胎児に障害を与えた胎児性水俣病の発生であった。それまでは、母親の胎盤は胎児を護ると信じられてきたのであるから、これも人類史上初の事態であった。

水俣病は人類が初めて経験した事件であり、それは人類の未来を暗示する事件であったために公害の原点と言われてきたのである。

被害者は弱者に

1956年5月1日、チッソ附属病院の医師たちが「水俣市の漁村地区に原因不明の中樞神経疾患が多発している」と水俣保健所に届け出た。水俣病の公式確認であった。それは幼児たちが次々と発病したことによって気付かれたのであった。環境汚染による被害を最も早く、重篤に受けるものは胎児、幼児、老人、病人など生理的弱者である。

また、当然のことであるが、環境汚染の最大の被害者は自然の中に自然と共に生活している人々、自然に対する依存度が高い人々である。彼らはしばしば少数派であ

り、社会的にも弱い立場の人々が多い。近代化、経済発展、開発の『負』の部分は社会的弱者にしわ寄せされる。公害被害が少数派や貧困層など社会的弱者に集中的におこることは、その後、私も世界の各地の公害調査で確かめた。ナバホ先住民地区のウラン鉱の放射線汚染事件、カナダ・オンタリオ州先住民地区の水銀汚染事件などに典型を見ることができる。

水俣病はある日突然起こったのではない

熊本日日新聞は1953年8月1日付で「猫てんかんで全滅、水俣市茂道部落、ねずみの激増に悲鳴」という記事を発表している。ネコの狂死以外にもさまざまな自然界の異変がみられた。1950年頃には水俣湾で魚が浮き上がり手で捕まえられるようになり、カキ、アサリ、カラス貝などが口をあけて死滅し、ついにはカラス、アメドリなどが飛べなくなったのが観察された。漁獲高の激減は目を見張るものがあった。このような漁獲量の減少は天変地異以外に見られないと言われたほどのものであったにもかかわらずチッソも行政も何の対策も立てなかった。このように水俣病はある日突然起こるものではなく、まさに生態系の異変に続いて発病するのである。

人間もまた自然の循環系に取り込まれていて、それから逃れられない存在としてのヒトであることが水俣病事件で明らかになった。

水俣病の原因と病因物質

当然のことながら最初は原因が分からなかった。最初は伝染病の疑いで患者は伝染病病棟に隔離されたりした。しかし、直ぐに、水俣湾産の魚貝類が疑われた。熊大医学部水俣奇病研究班は11月3日の第1回研究報告会で伝染病を否定し、水俣湾産の魚貝類が原因とされ、その汚染源としてチッソ水俣工場が疑われると発表した。しかし、魚貝類の中の原因（病因）物質が何かは不明であった。それでも、早くは1956年12月、遅くて1957年3月には水俣湾産の魚貝類をネコに与える実験で、水俣病の原因が魚貝類であることは明らかになった。そこで、8月、熊本県衛生部は厚生省に対して食品衛生法の適用の可否を照会した。ところが、その解答は「水俣湾内特定地域の魚介類のすべてが有毒化しているという明らかな証拠が認められないので、当該特定地域にて漁獲された魚介類のすべてに対し食品衛生法第4条第2項を適用することはできないものとする」というものであった。

原因と病因物質を意図的に混同したものである。たとえば、仕出し弁当で食中毒がおこったとする。原因が仕出し弁当と分かった時点で、販売や摂食禁止、営業停止の措置がとられるのが通常の常識である。しかし、仕出し弁当のすべてが中毒になるか分からないからとか、弁当の中の何が原因か分からないと言って弁当を売り続けるだろうか。この時、チッソも行政も「原因が分からない」として何の対策も採らなかった。

1958年の初め頃には水俣病の臨床的・病理学的な特徴が1940年と1954年にハンターとラッセルの2人の医師が書いたイギリスの有機水銀中毒に一致することが明らかになり、有機水銀が注目されるようになった。さらに水俣湾のヘドロ中からも魚貝類からも、発病したネコの毛や臓器からも、患者の頭髮、死者の臓器などから高濃度の水銀が検出された。さらに、ネコにメチル水銀を直接投与すると、水俣湾産の魚貝類を与えておきたネコと同じ症状と病理所見を示した。これらの結果、1959年11月12日、医学部研究班は食品衛生調査会を通じて「水俣病は魚介類を多量に摂取することによっておこる、有機水銀中毒である」と厚生省に報告した。チッソは猛烈に有機水銀中毒説に反論してきたが、実は、その時、社内実験によって酢酸工場廃水に病因物質が含まれていたことを明らかにしていたのである。これが有名なネコ400号実験である。

1960年2月に熊大の内田楨男教授は湾内の巻貝から硫化メチル水銀を抽出・結晶化することに成功した。1962年4月、熊大の入鹿山且郎教授は酢酸工場のスラッジから塩化メチル水銀を検出して完璧に水俣病の因果関係を証明した。

それから40余年後の2004年10月の関西水俣病最高裁判決は行政責任を認めたが、それは1960年1月の時点で病因物質がメチル水銀と分かっており、それを分析する技術もあったのに、何もしなかったのは水質二法（水質保全法、工場排水規制法）に違反しているとしたものであった。しかし、食品衛生法に対する違反は認めなかった。わずかな差に見えるが将来に活かすためには食品衛生法の方が有効である。

そして、その経過中には多くの在京の高名な学者たちがさまざまな異論、反論を出して企業を支援したことは残念である。学問は誰のためにするのか、研究者の倫理が問われる。

胎児性水俣病

なぜ胎盤を通過して胎児に障害を与えたのだろうか。彼らが胎盤を通過しておこったメチル水銀中毒であると判断されたのは1962（昭和37）年11月であった。

胎児性水俣病の発生は環境を汚染することは子宮を汚染すること。子宮は環境であることを物語っており、こ

れもまた、人類初の経験であった。

胎児に障害を与えるという事実はさまざまな分野に新しい問題を提起した。数100万年にわたる人類の存続は、絶えず胎児や乳飲み子の存在を意識し、それに対応することによってその責任を果たして来た。そして、進化の歴史の中で胎児を護るという機能を獲得してきたといえるし、その機能を獲得した生物種だけが生き残ったともいえる。その原理を胎児性水俣病は崩した。続いて、サリドマイド（薬害）、PCB、ダイオキシンなどの問題がおこってきた。

水俣病に関する三つの責任

1. 発生責任：発生は防止できなかったか

第一次水俣病訴訟の判決は「地域住民としては、その工場でのどのようなものが如何にして生産され、また如何なる廃水が工場外に放流されているかを知る由もなく、かつ知らされもしないのであるから、本来工場は住民の生命・健康に対して一方的に安全確保の義務を負うべきである」とした。判決はわが国トップレベルの化学工場であれば、可能な限り情報を収集し、安全性を確認する義務があるとし、原告勝訴の判決を下した。

2. 被害は最小限にいとめられなかったか

水俣病に対する行政責任は主として被害拡大責任が大きい。第三次訴訟以来、国・県の責任も争われてきたが、判決は二つに分かれた。ところが、2004年10月、水俣病関西訴訟の最高裁判決は国・県の責任を認めた。

歴史的には廃水を止めるように要求してきた漁民を逮捕し、裁判にかけた。しかも、効果のない廃水処理装置をつけて世間を欺いた。1959（昭和34）年に工場内実験で工場からメチル水銀が生成されたことを知ったが隠した（ネコ400号実験）。

1958（昭和33）年、9月排水口を水俣川に変更。被害は不知火海一帯に拡大した。

1959（昭和34）年11月に熊本大学研究班がメチル水銀説を発表するが、チッソは反論するのみで対策は立てなかったし、行政も指導しなかった。1968（昭和43）年5月まで流し続けた。工場が操業をやめてから、この年に厚生省は水俣病を公害と正式に認定した。このようにいくつか挙げただけでも、チッソ、行政にとって被害を最小限に抑えるチャンスは何回もあったのである。

3. 償いの責任を果たしたか

近代社会では他者に危害を加えない範囲において活動の自由が保障されている。企業も同じと考えられる。危害を加えれば刑事事件となる。しかし、四大公害裁判のなかで刑事事件となったのは水俣病のみ、それも被害者の告発によって。元工場長、元社長の二人が1979年に最高裁判決で有罪判決が確定した。しかし、時間が経ちすぎて再発防止効果はなかった。

危害を加えた以上、賠償責任が発生する。しかし、何回も軽視された。被害が出たのに補償・救済が実現しないのは不公平である。

不公平な補償の代表的なものが1959年12月、チッソと水俣病患者家庭互助会の間に結ばれた見舞金契約である。次いで政府の正式公害認定後に行われた1970年の第3者斡旋。1995年の政府の和解案などことごとく行政ペースで患者にとっては不利益・不公平なものであった。とくに見舞金契約は1973年3月の第一次訴訟判決によって「患者の無知に付け込んだ公序良俗に反するもので無効」とまでいわれたものであった。救済を求める裁判が第三次訴訟第1陣（1980年5月提訴）から第16陣（1996年3月提訴）まで起こり、原告の数は2,000人に達した。第二次訴訟（1973年1月提訴）までは十分なものとはいえずとも患者の勝訴であった。しかし、裁判では民事訴訟の形をとる以上は金銭賠償の形をとらざるを得ない。それで、果たして償いの責任をとったことになるかは問題を残した。すなわち、水俣病の被害とは何か、トータルに被害を捉えるという問題が残っている。

このように裁判が多発したのは、実は認定制度による壁との闘いであった。認定制度は本来、救済に対して公平さと合理性を求めたものであるが、水俣病の場合それが救済を抑制してきた。認定制度は認定基準と審査会によって運営され救済の窓口を狭いものにした。それに最初に異議申し立てをしたのが川本輝夫らが起こした行政不服審査請求であった。1971年8月、環境庁（当時）は棄却処分取り消し、幅広い救済を求める次官通知を出した。しかし、1977年7月には「後天性水俣病の判断条件について」という環境保健部長通知で認定を狭いものにした。それが、いかに狭いものであったかは、その後続いた裁判の結果から明らかである。すなわち、審査会が棄却（水俣病を否定）した患者が、一連の裁判では65.5%から100%、平均85%以上が覆された。従来では行政認定が比較的広く、司法認定が厳しいのであるが、水俣病では逆転しているのである。これに対して環境省は「判決を下したのは裁判官で、裁判官は医学者ではないから科学的でない」と反論したが、裁判官は医学的に素人であるからかえって水俣病であるかどうかについて双方の証拠を調べたのである。「水俣病である」とする主張には十分な証拠があったが「水俣病ではない」という主張には「権威者である」云う以外に証拠はないのである。そして、その最終決着は2004年10月の最高裁判決であった。判決は棄却された患者を水俣病相当と認め、事実上認定基準を否定した。環境省は「判決は認定基準を否定していない」と抗弁しているが、医学専門家たちが水俣病ではないとしたものが、裁判所によって水俣病の蓋然性が高いと判断されたのである。

この最高裁判決以来、新しい申請患者が急増して2006

年3月現在、3,700人が申請し、公的確認から50年目の今年、皮肉にも1,000人規模の新たな訴訟が提起されて新しい局面を迎えた。

水俣学の模索

2002年から熊本学園大学では「水俣学」を正規の授業として開講した。水俣学はまだ、模索の段階であるが、目指すものは次のようなものである。

弱者の立場の視点：すでにみてきたように、公害（社会の負の部分）は決して平等には起こらない、生理的弱者、社会的弱者に集中する事実から考えれば、弱者の視点に立つ学問を目指す。

学際的な立場、バリアフリー：これほど政治的、社会的事件を医学という狭い枠組みに閉じ込めてしまったことが問題の解決を遅らせた理由の一つに挙げられる。水俣病事件では、「専門家とは何か」が問われた。胎児性水俣病の発見も解明も、潜在患者の掘りおこしも患者自身の問題提起から始まった。したがって、学閥や分野別、専門家と非専門家などのさまざまな壁を取り払い、新しく枠組みをつくる新しい学問を目指す。

現場主義：水俣病やダイオキシン、環境ホルモン問題など人類が未だかつて経験したことのない新しい問題が起こった時、教科書も参考になる前例もデータもない。実態と事実は現場にしかない。したがって、現場を大切に、現場から学ぶ学問を目指す。

ローカルからグローバルな問題へ：水俣病は最初、水俣地区におこった地域の問題として取り組んできた。しかし、そこで直面したさまざまな問題は、カナダやアマゾン、中国の水銀汚染問題はもちろん、その他の環境汚染と忌まわしいまでに共通点があった。すなわち、ローカルな問題を真摯に取り組んでくると、それは必ずグローバルな問題に連結している。換言すれば、ローカルな問題抜きにしたグローバルな問題の解決はないといえる。

いのちを大切にする学問：新潟では水俣病が発生すると胎児性患者が生まれないように妊娠規制を行った。カネミ油症でも一部の母親たちは中絶した。それは、障害者を不幸と決め付け、その存在を否定するような行為ではなかったか。公害反対のキャンペーンに被害者の悲惨をことのほか強調してきはしなかったという反省がある。それが水俣からのメッセージではなかっただろう。したがって、全ての生き物が、ゴカイも魚もネコも、障害のある人もない人も、老いも若きも共に生きていけるような社会を目指す学問でありたい。

水俣病50年の歴史は貴重な人類の「負の遺産」である。ここから多くのことを学び取らなくては多くの被害者が浮かばれない。ここで水俣病を終らせてはならない。

「水俣病公式確認5月1日あの日あの時」

水俣病事件の50年と胎児性患者の21年

社会福祉学部 教授 富樫 貞夫

1956年5月1日、当時、新日本窒素肥料(株)(現チッソ)水俣工場附属病院長であった細川一医師がそれまでに診察した4人の不明疾患の患者を水俣保健所に届け出た。この届けは熊本県衛生部を通じて厚生省にも伝達された。こうして水俣地方に原因不明の脳症が集団発生していることが公式に確認された。社会的には、この公式確認から水俣病事件の歩みが始まる。それから50年目を迎えたいま、私は1人の胎児性患者との出会いについて思いを馳せている。

1969年9月26日、発足したばかりの水俣病研究会のメンバーとして私は初めて水俣の地を訪れた。その日、水俣病市民会議の日吉フミ子さんの案内で何人かの水俣病患者にお会いしたが、その中の1人が胎児性患者の上村智子さんであった。智子さんは、同年6月に訴訟派の患者家族が提起した水俣病第1次訴訟の原告の1人でもあった。

そのころ、上村さんの家は水俣病多発地区のひとつである月の浦にあった。庭先でお会いした智子さんはすでに13歳になっていたが、発育が遅れ、やせて変形した身体に比べ不相应に大きく見える頭部をのけぞるようにして母親の胸に抱かれていた。智子さんは、外界の刺激に対してほとんど反応がなく、発語はもちろん、手足を動かすこともできない。医学的には植物的存在に近い状態である。大きく見開いて瞬きもしない眼がとても印象的だった。彼女は、食事や入浴のときはもちろん、寝るときもほとんど両親に抱かれた状態で生活していた。

熊本地裁で裁判が始まると、訴訟派の患者家族はバス

に乗って水俣から通ってきたが、その中にいつも智子さんの姿があった。3年9ヵ月の間、延べ50数回に及ぶ口頭弁論にも智子さんは両親とともにほとんど休むことなく通いつづけた。

胎児性水俣病患者・上村智子の存在は、ユージン・スマスの1枚の写真を通して世界に広く知られるようになったが、ここにもう1枚の写真がある。成人式の日を迎え、人並みに晴着をまとった智子さんが父親の好男さんに抱かれている写真だ(撮影・桑原史成)。この日、2人の顔は喜びに溢れているようにみえる。

上村智子さんの略年譜は、次のとおりである。1956年6月13日、公式確認直後に上村家の長女として出生。1962年11月29日、胎児性患者として認定(6歳)。1969年6月、第1次訴訟原告の1人として提訴(13歳)。1973年3月20日、熊本地裁で原告勝訴の判決(16歳)。1977年1月に成人式を迎え(20歳)、同年12月6日死亡。21年の短い生涯であった。

智子さんと初めて出会ったとき、私はその存在に圧倒され、この子の背負う現実からもう逃げられないなと感じた。これが私の水俣病体験の原点である。それから37年になるが、上村智子の存在は、不動の準拠枠として、いまなお私たち1人びとりに対して重い問いを投げつけているように思われる。いま私自身の歩みを振り返ってみて、その問いかけにいったいどれだけ答えることができたのかと思わざるを得ない。その声なき声に背中を押されながら、これからも水俣病事件と向き合う歩みをつづけたいと念じている。



◀1961年患者自宅(写真提供:原田正純)



▼1961年水俣市立病院にて検診を待っている胎児性水俣病患者(写真提供:原田正純)

歴史・風土に棲む・まぼろしとうつつのあわい

社会福祉学部 教授 下地 明友



1. 「受苦は人を聖化する」、ということその「歴史」が浮き彫りにしている。受難の受難者の深化に、その「外部のもの」は相待する。しかし、その外部とは何か、とさらに問いが生まれる。「水俣学」とは、もはや単に分野を横断し総合する学ではなく、新たなすべての科学の母体である「自然学」のはじまりであるという視点も重要である、しかし、その「学」は生活者の幅よりも小さい、つまり、「受苦せしもの」の「棲む」という次元は、水俣学よりもはるかに大きい、ということ忘れてはならないのである。水俣学は、「枠を超えるための大技」である、と言ってもいい。

2. 「水俣」は、多重な位相を顕現し、それぞれの位相におけるそのまた多重性を浮き上がらせている、と思う。あらゆる専門領域に、その存在基盤の何たるかの再考を迫っている。そして、なににもまして、それぞれの「当事者」(=受苦者)の主体性とは何か、と「水俣」は問うていて、それに対するアカウンタビリテイとして、それぞれの「表現」—「言葉」による表現、あるいは「言葉」にならない最深部の「念い」(願望、希望)—が解発される。

3. 「水俣学」という、絵の具の下には、何が塗りこまれているかということだ。その場所が、本当の「場所」である、ということが顕現しつつある、と思う。「棲む場所」ということ、「流民」(石牟礼)、歴史的風土性、アニミズム(石牟礼、鶴見)、「自他の転生」、大いなる自然への信仰、などの再考の重要さが浮かび上がってくる。これらには狭義の科学性は皆無である、が、その科学性の根拠を問うものである。

4. 私の「水俣学」との出会いは、縁で始まるきわめてパーソナルなものである、ということをはっきりしている。私は医師(精神神経学)として働きながらその世界からみえてくる、人間の生老病死(身体性)、社会性、共同性、残酷性、暴力性、傲慢さ、思い込みのスゴサ(その快と他者傷害性)などが自他の深層に存在していること、そして人間のみならずそれをも含む自然さえ、幻(まぼろし)と現(うつつ)の間(あわい)の世界にあるということに思いを馳せ、その不思議さに仰天するとともに戦慄していた。そして多生の縁あって、原田「先輩」に「再会」したのである。どのような新たな「道行」となるのであろうか。

畏敬の念を抱いて

商学部 助教授 萩原 修子



私が水俣について研究、というより関心を持ち始めたのは、本学に赴任する前にちょっとした縁で何日か滞在してからだった。自分たちが享受していた高度経済成長の恩恵とはまったく異なるものを、この日本でこんなにも経験させられてきた(いる)人たちがいたのかという驚き。それが、実は日本の縮図なのだと徐々に実感させられてくるのと同時に、患者さんや支援者の方々のエネルギーに言いようのない畏敬の念を抱いた。この畏敬の念というのは、現在でも私の水俣への関心の根幹となっている。

私はこれまで、文化人類学や宗教学を学びながら、日本の新宗教集団の調査や、ベトナムの村落調査を行ってきた。はたから見れば何の脈絡もない研究対象で、事実、そのときどきの関心に突き動かされた結果の対象ではあった。しかしながら、そこで一貫したテーマは政治や経済の大状況の変化の中で、諸個人の生あるいは生活の形はどう構築されているかというこ

とを、人々の語るライフヒストリーによって描きたいということであった。水俣と出会い、このテーマからアプローチをはじめたのだが、ここにいたって、上述の「畏敬の念」の意味に突き当たっている。これをなんとか言葉にすれば、人と人が支えあい、ともに歩み、それを続けていく果てしない驚異的な力への憧憬。人の可能性の大いなる豊かさへの驚嘆、であろうか。それは、どこから生まれ、何に由来するのだろうか。ふりかえれば、これまで脈絡なく行ってきたかに思えた私の研究対象も、根本的には、この人と人との支え合いにある驚異的な力においてつながっていたのではないか。これは私にとって、大いなる気づきであった。

現在、患者さんや支援者の方々の想像を絶するような経験の意味を丁寧に捉えていく方法をあれこれ模索しているが、たえずこの根幹に立ち返って続けていきたいと思っている。



水俣学現地研究センター便り

水俣学現地研究センター長 宮北隆志

■水俣学研究センターでは、タイからの2人の客員研究員を受け入れています。Darunee Paisanpanichkulさんが2月17日、Penchom Saetangさんが2月28日、水俣に到着し、現地研究センターと「水俣ほたるの家」を滞在拠点にして研究・調査活動をスタートしています。Daruneeさんは、Environmental Litigation and Advocacy for the Wants (EnLaw)、Penchomさんは、Campaign for Alternative Industry NetworkというNPOの中心メンバーです。3月14日に開かれた第1回公開研究会では、お二人から、タイにおける公害被害/環境破壊の生々しい現状と、損害賠償と環境復元を求める被害者に対する支援の状況について貴重な話を聞くことができました。

■50年前に水俣病が公式に確認された日にあたる今年5月1日に、水俣学ブックレット3冊の発刊を予定しています。そのうちの1冊である「ガイドブック 水俣を歩き、ミナマタに学ぶ」の執筆者会議が、現在頻繁に開かれています。「水俣を自分の足で歩き、水俣で暮らす人々の生活を通して水俣病事件について学び、一人ひとりの生き方と社会のあり方を問い直して欲しい」という想いを込めたブックレットです。広く活用されることを願っています。

■3月4日、5日には、第10回九州環境教育ミーティング in 水俣（主催：九州環境教育ミーティング実行委員会、水俣教育旅行プランニング、共催：熊本学園大学水俣学研究センター）が、九州各県から並びに関東や関西からの約150名の参加を得て開催されました。吉井正澄元水俣市長の基調報告を受けて開かれたシンポジウム「環境教育から、環境地域づくりへ」には、現地研究センター長として宮北がシンポジストとして参加し、水俣学とは何か、今何が始まろうとしているのか等について報告を行い議論に参加しました。また、リサーチアシスタントの田尻と学園大の若いスタッフが、現地研究センターを会場として、第2分科会「水俣学入門 水俣病は終わっていない」を企画・運営しました。百間排水口、水銀ヘドロが眠る埋立地、坪谷（坪段）などの現地視察後、現地研究センターで緒方正実さんの話をじっくりと聞き、未認定水俣病被害者の置かれている状況や、認定制度、行政側の対応の問題点などについて参加者を含めて意見交換を行いました。12のテーマで開かれた分科会終了後、湯の鶴温泉センターで全体交流

会が開かれ、地元湯の鶴の「ひやくしな倶楽部」のメンバーや、頭石村丸ごと生活博物館の生活職人の皆さんの手料理による歓迎を受けました。



◀2006年3月14日
第1回公開研究会



▲2006年3月4、5日
九州環境教育ミーティング

資料寄贈の お礼とお願い

先日、兵庫県在住の浜元様より水俣病関係の貴重な資料を寄贈いただきました。心よりお礼申し上げます。

水俣病関係の資料ばかりではなく、漁業や農業の記録や日誌、水俣・芦北・出水の古い写真や資料をお持ちの方がおられましたら、提供して下さいようお願い申し上げます。水俣病だけではなく、これらの地域には由緒あるものが多くあります。しかし、その多くは現在見ることはできません。せめて、写真や資料だけでも、その歴史を残したいと考えております。寄贈していただける場合には、本センターで責任をもって保存いたします。返却を希望される場合には、責任をもって返却いたします。皆様のご協力をいただきたいと切に願っております。

健康・福祉相談開始のお知らせ

相談日：毎月第2・4火曜日

時間：13：00～16：00

担当：健康相談 原田正純・下地明友
福祉相談 中村俊也・赤星香世子相談受付：事前に電話・FAX・Email でのご予約が
必要です。

受付時間：

電話でのご予約は火曜～金曜日10：00～16：00

FAX・Email は24時間受付けております。

4月より開催いたします。

申込先：熊本学園大学水俣学現地研究センター

電話／FAX 0966-63-5030

Email：m-genchi@kumagaku.ac.jp

水俣学研究センター日録

2月

10日 第2回公開講座②「裂けた時限爆弾：アスベスト」講師：古谷杉郎（全国労働安全衛生センター連絡会・石綿対策全国連絡会議 事務局長）

14日 第1回公開研究会「タイにおける公害被害の現状」話題提供：Darunee Paisanpanichkul 氏、Penchom Saetang 氏

15日 県民カレッジ「水俣学と倫理、水俣から学んだもの」、熊本市パレア。原田正純

17日 「水俣からののちのメッセージ」、鹿児島農村医学会特別講演、薩摩町。原田正純

第2回公開講座③「海の生きものたちの恵み」講師：佐藤正典（鹿児島大学理学部地球環境学科助教授）

24日 第2回公開講座④「なぜ、農学ではなく、百姓学か」講師：宇根 豊（農と自然の研究所）熊日フォーラム「熊本への提言、環境をミナマタで考える」、水俣市。原田正純

28日 「水俣病事件50年から学ぶ」、第43回山都町同和教育研究集会特別講演、山都町。原田正純

3月

1日 「The Global Lesson of Minamata Disease, An Introduction to Minamata Studies」、JICA 環境と開発の女性セミナー」講義、熊本市。原田正純
JICA 研修（バングラデシュ）水俣学現地研究センター。

3日 第2回公開講座⑤「いのちと環境」講師：原田正純

3～4日 九州環境教育ミーティング 第2分科会「水俣学入門～水俣病は終わっていない～」話題提供者：緒方正実氏

10日 「熊本の薬害肝炎を支える会」発会式。原田正純

18日 水俣学研究センター研究員会議

18～19日 「カネミ油症被害者調査」、田川市。原田正純、荒木千史、蒲池近江、浦崎貞子ほか医師5人
「水俣からのメッセージ」、コマツ栗津工場環境講演会、小松市。原田正純

22日 「水俣からのメッセージ」、熊本高校、熊本市。原田正純

24日 修学旅行生研修、水俣市。原田正純

25日 「環境と平和」、平和・人権・環境労組会議主催、宮崎市。原田正純

27日 水俣学講演「地域学としての水俣学の構築」、堺・南大阪地域学研究会。花田昌宣

水俣学研究センター関係出版物

『環』vol. 25

〈特集〉水俣病とは何か〔水俣病公式発見50周年記念〕藤原書店、5月刊行。定価3,200円

『水俣学研究序説』藤原書店、2刷が出来

2006年4月24日刊。定価4,800円
著者割引あり（2割引）

『環境と公害』特集 水俣病問題は終わっていない。

第35巻第2号 2005年10月刊。定価1,200円
著者割引あり（1,000円）

写真集『創ったそして闘いぬいた

～新日本窒素労働組合のあゆみ～』2006年2月
水俣学研究センターでも取扱います。

編集後記

2006年5月1日は、水俣病公式確認から50年と今年に入って、なんだか落ち着かない水俣。しかし、どんなに慰霊祭を行っても、水俣病の被害者すべてが救われることはない。謝罪しかしない環境省がまずは、認定基準を見直すことが、解決への第一歩なのではないだろうか。

(M・T)

水俣学通信

第4号 2006.5.1

編集／熊本学園大学水俣学研究センター 発行人／原田 正純
連絡先／〒862-8680 熊本市大江2-5-1 熊本学園大学水俣学研究センター
Tel：096-364-5161（内線1581） Fax：096-372-0702
http://www3.kumagaku.ac.jp/minamata/ E-mail:minamata@kumagaku.ac.jp

印刷／ホープ印刷株式会社